

介護老人保健施設 三原の園 施設サービス運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人 稲仁会が開設する介護老人保健施設 三原の園（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下、単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他

保健・医療・福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施 設 名 介護老人保健施設 三原の園
- (2) 開 設 年 月 日 平成元年4月10日
- (3) 所 在 地 長崎県長崎市三原1丁目8番35号
- (4) 電 話 番 号 095-845-7111 FAX番号 095-844-7651

- (5) 管理者名 施設長 古河 隆二
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4250180017)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(医師) 1人
- (2) 医師 1人以上
- (3) 薬剤師 1人以上(兼任:併設 三原台病院)
- (4) 看護職員 9人以上(うち5名は兼務:介護支援専門員)
- (5) 介護職員 25人以上(うち1名は兼務:介護支援専門員)
- (6) 支援相談員 2人以上(うち1名は兼務:施設課長職)
- (7) 理学療法士 1人以上(うち1名は兼務:併設 三原台病院)
- 作業療法士 1人以上
- 言語聴覚士 1人以上(兼任:併設 三原台病院)
- (8) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
- (9) 介護支援専門員 1人以上(兼任:看護職、介護職)
- (10) 事務職員 2人以上(うち1名は兼務:支援相談員)
- (11) 衛生職員 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村等との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、受付・会計・預かり金管理・保険請求業務及び各種届出書類作成、利用者の情報管理を行う。
- (11) 衛生職員は、施設の清掃等を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第 8 条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

2 栄養ケア・マネジメント加算の体制とする。

(利用者負担の額)

第 9 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 厚生労働大臣が定める金額の介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額。
- (2) 利用料として、居住費、食費、日用品費、教養娯楽費、行事費、健康管理費、その他の費用等を別に定める料金表により支払いを受ける。

* 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(身体の拘束等)

第 10 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第 11 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。

食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事の内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(2) 面会及び電話の取り次ぎは、10 時から 20 時まで（緊急時を除く）。面会時は面会ノートに記入後、職員に申し出て療養室へ入室すること。

(3) 消灯時間は 22 時であること。

(4) 外出・外泊は、届出書を提出し許可を受けた上、家族の付き添いを原則とする。また、外出・外泊中の他医療機関受診は、緊急時以外原則として出来ないこと。

(5) 飲酒・喫煙は、医師の許可を受けた方のみとする。施設内での飲酒については、敬老会等特別な日に限定し、療養室への持ち込みは禁止とする。また、施設内は禁煙とする。

(6) 療養室内等における火気の取扱いについては禁止する。

(7) 施設に持ち込まれる所持品・備品等には、必ず氏名を記入すること。

(8) 多額の現金・貴重品は施設内に持ち込まないこと。（盗難等で紛失されても当施設は一切その責は負いません。）

(9) ペットの持ち込みは禁止する。

(10) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

(11) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(12) 利用者には余分な負担をおかけしないよう、施設や職員に対する謝礼・贈物については一切お

断りする。

- (13) 利用料の支払いは利用月の翌月 1 1 日から 2 5 日までとし、退所の場合は退所時にお願いするものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、総務課長を充てる。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震等が発生した場合は、被害を最小限に止めるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
- ② 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等で事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要となった場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第 17 条 当施設職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たっては医療法人 稲仁会 就業規則を遵守し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 19 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める 医療法人 稲仁会 の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 当施設職員は、医療法人 稲仁会 が行う年 1 回の健康診断を受けること。但し、夜間勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受けなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 22 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導・教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、医療法人稻仁会の就業規則 第 44 条に基づき懲戒処分とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等の非常災害、その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情への対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人 稲仁会の役員会において定めるものとする。

(付 則)

1. この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。